参考資料3

「歯科診療情報の標準化に関する実証事業」仕様書

１　事業名

歯科診療情報の標準化に関する実証事業

２　事業の目的

東日本大震災における身元不明遺体の身元確認については、身元不明遺体が有する歯科所見と歯科医療機関（歯科診療所、病院）が所有する生前の歯科診療情報を照合・鑑定することによる身元確認の有効性が明確となった。しかし、津波等による歯科医療機関の崩壊や流出によって、歯科医療機関が所有する対象資料（歯科診療録やエックス線写真等）を収集することに困難を要したことや、身元確認を行うための標準化された歯科診療情報（以下、「標準化情報」という。）が明確でなく、身元確認作業に困難をきたした事例が見受けられた。

そのため、身元不明遺体の身元確認を効率的かつ効果的に実施するための標準化情報の整備を行う必要があることから、本事業においては、歯科医療機関が所有する電子カルテ等（電子レセプト含む。以下、「電子カルテ等」という。）の情報から抽出される標準化情報の有効性、妥当性等を実証することを目的とする。

３　委託する業務の内容

（１）標準化情報の実証

１）企画・立案

身元不明遺体の身元確認を行うため、受託者が歯科医療機関と協力して歯科医療機関が所有する電子カルテ等の情報（歯科治療情報、エックス線写真、口腔内写真等）から身元確認に資する標準化情報を検討し、電子カルテ等で標準化情報を用いて個人を検索して特定することができる仕組みを作ること。なお、当該事業において検索する情報には、個人情報を取り扱うもののため、個人情報の保護を十分に行える機能を有し、検索した歯科診療情報の活用においても個人情報の保護に十分な注意を払うこと。

２）実証事業

本事業に対して承諾を得られた歯科医療機関において、（１）１）で示された内容について歯科医療機関で検索された標準化情報の有効性、妥当性を検討することにより、身元確認に資する標準化情報の実証を行う。実証結果にあたっては、本事業で得られた情報を取りまとめ、歯科医療分野の歯科医学や災害等に対する知見を活用し、具体的な数字（マッチ数、マッチ率等）により有効性や妥当性を評価すること。

（２） 検討会への報告

・年２回（１月頃開催）、厚生労働省または外部有識者からなる検討会を開催し、身元確認に資する標準化情報の検討を行うこととしており、受託者は本事業で得られた有効性や妥当性に関する情報・実証結果ついて資料を提出する。

・また、受託者は検討会にオブザーバーとして出席し、実施した企画の内容等について報告する。

（３）報告書の作成

（１）１）～３）で得られた内容及び、（２）で得られた意見等を踏まえ本事業にかかる報告書を作成し、平成２６年３月２９日までに歯科保健課まで提出すること（紙媒体１０部及び電子媒体）。なお、報告書は原則Ａ４で作成するものとする。

４　契約期間　　　　　　　　契約締結日～平成２６年３月３１日

５　経費　　　　　　　　　　１６，６８０，０００円以内

本事業の受託者は２者のため１者あたりの経費は、８，３４０，０００円以内とする。